

小栗栖排水機場周辺地域の浸水被害に係る損害賠償請求訴訟について

本市が、オグラロード・サービス株式会社（以下「オグラロード」という。）等を相手として平成 26 年 8 月に提訴した訴訟及びジェイテック株式会社（以下「ジェイテック」という。）等を相手として平成 29 年 5 月に提訴した訴訟については、令和 6 年 6 月の第 1 審判決の後、双方が控訴し、大阪高等裁判所において審理が行われてきました。

これらの訴訟について、控訴審の判決期日が令和 8 年 7 月 3 日に指定されましたので、改めてこれまでの経過と状況等について御報告します。

1 訴訟に至る主な経過

(1) 浸水被害の原因

平成 25 年 9 月 15 日から同月 16 日にかけて、台風 18 号が本市を通過した際、山科川と畑川の合流点に設置されている小栗栖排水機場において、排水ポンプが約 4 時間にわたって停止し、伏見区小栗栖森本町を中心に、多数の浸水被害が発生した。

同年 10 月から、本市が浸水被害の原因分析を行うために設置した「小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会（以下「検証委員会」という。）」において浸水被害の原因の検証が行われた結果、「①浸水被害については、ポンプ停止が原因である。②ポンプ停止については、委託業者の人為的な操作ミスが原因であり、また本来 2 名体制であるべきところが 1 名体制であったことが、ポンプ停止を再稼働させることができなかった原因である。」と結論付けられた。

(2) 被害者への賠償

検証結果を踏まえ、本市は、排水機場の管理者として、被害者の損害を賠償することとし、被害申告をした浸水被害者への賠償を行う（618 件）とともに、保険会社からの求償（248 件）に応じ、賠償金の支払を終えている。

(3) 訴えの提起

本市は、本件排水機場の維持管理業務の受託業者であり、浸水事故の原因者であるオグラロード及び同社の代表取締役に対し、本市が被害者等に支払った賠償金等本市が被った損害の賠償を求めて、平成 26 年 7 月 25 日に市会の議決を得て、同年 8 月 8 日に訴えを提起した。

また、オグラロードの元従業員により設立され、同社から営業の全部譲渡を受けたジェイテックに対してオグラロードが本来支払うべき賠償金の支払等を求めるとともに、オグラロード等が所有する不動産に根抵当権設定仮登記を行った個人（オグラロード代表取締役の親族）に対して当該登記の抹消を求めて、平成 29 年 3 月 24 日に市会の議決を得て、同年 5 月 23 日に訴えを提起した。

令和 6 年 6 月 26 日に、京都地方裁判所において判決の言渡しがあったが、双方が判決を不服として控訴し、大阪高等裁判所において審理が行われている。

* オグラロード等を相手とした訴訟には、オグラロードが加入していた総合賠償責任保険の引受保険会社である損害保険ジャパン株式会社が参加している。

2 訴えにおける請求内容及び第1審判決の概要

(1) オグラロード等に対する訴え

相手方	本市からの請求内容（請求額）	判決内容
オグラロード	債務不履行により本市に生じた損害の賠償を請求（約11.3億円※）	本市の請求を認容
オグラロード代表取締役	会社法に基づく取締役の第三者に対する責任に基づく損害の賠償を請求（約11.3億円※）	本市の請求を認容

(2) ジェイテック等に対する訴え

相手方	本市からの請求内容（請求額）	判決内容
ジェイテック（主位的請求）	同社はオグラロードと同一法人格であるとして、オグラロードが支払うべき損害の賠償を請求（約11.3億円※）	請求棄却
ジェイテック（予備的請求）	詐害行為に基づくオグラロードからジェイテックに対する営業譲渡の取消及び営業譲渡により減少した財産の賠償を請求（約4.3億円※）	営業譲渡契約の取消認容 請求額のうち一部認容（認容額約2.7億円）
オグラロード代表取締役の親族	本市が仮差押えしているオグラロードの土地等に対し、根抵当権設定仮登記が行われているため、詐害行為に当たるとして抹消等を請求	本市の請求を認容

※については別途、遅延損害金の支払を求めている。

3 本件訴訟における主な争点

(1) オグラロード等に対する訴え

ア ポンプの停止と浸水被害の因果関係

	第1審	控訴審
本市の主張	検証委員会の検証結果のとおり、ポンプの一時停止がなければ浸水被害は生じなかった。	第1審と同様の主張（請求額は適切）
相手方の主張	検証結果には疑問があり、ポンプの一時停止がなかったとしても浸水被害は生じた。	検証委員会の解析結果に信用性があるとしても、「ポンプの一時停止がなかったとしても浸水被害は生じた」という解析にも一定の信用性があり、共に正しければ、全ての被害の因果関係が証明されたとはいえない。（請求額が過大）
裁判所の判断	検証委員会の解析結果には信用性がある。浸水被害はポンプの停止が原因であったと認められる。	—

イ オグラロードの責任

	第1審	控訴審
本市の主張	本件浸水被害はオグラロードの従業員によるポンプの操作ミス及び同社の人員体制の不備が原因である。	第1審と同様の主張
相手方の主張	ポンプ操作のミスの責任は従業員にはない。同社は必要な人員体制を構築しており過失はない。 仮に責任があるとしても、本市に監督体制の不備（機器の操作説明の不足、監視体制の不足等）があり、大幅な過失相殺がされるべき。	第1審と同様の主張
裁判所の判断	オグラロードは、ポンプの停止について過失がある。 オグラロードの責任について過失相殺を適用することは相当ではない。	—

ウ 損害額

	第1審	控訴審
本市の主張	本件では、被害者の立証負担を軽減し、迅速に賠償を進めるため、本市が策定した賠償額算定基準(推定方式)に基づき賠償したものであり、賠償額は適切である。	アと同様の主張
相手方の主張	損害の立証がないものや損害額の算定が適切でないものがあり、本市の認定した損害額は過大である。	アと同様の主張
裁判所の判断	算定された金額は相当なもの認められる。	—

エ 代表取締役個人の責任

	第1審	控訴審
本市の主張	オグラロードの代表取締役は、必要な人員体制の構築を怠っており、重過失により本市に損害を与えた。	第1審と同様の主張
相手方の主張	必要な人員体制を構築しており、重過失はない。	第1審と同様の主張
裁判所の判断	重過失が認められる。	—

(2) ジェイテック等に対する訴え

ア ジェイテックへの主位的請求

	第1審	控訴審
本市の主張	ジェイテックは、本件浸水被害発生後にオグラロードから営業譲渡を受けて設立された会社であり、賠償責任を免れるために法人格を濫用したものであるため、法人格を否認すべきである。	第1審と同様の主張
相手方の主張	オグラロードの事業継続が不可能となったため、同社の従業員が独立して会社を設立したものであり、法人格を濫用したのではない。	第1審と同様の主張
裁判所の判断	ジェイテックの運営がオグラロードの代表取締役の差配の下に行われていると認めるに足りる証拠はない。	—

イ ジェイテックへの予備的請求

	第1審	控訴審
本市の主張	オグラロードの責任財産が減少し、本市への弁済ができなくなることを認識しながら営業譲渡を行ったものであり、詐害行為に当たる。本件営業譲渡の譲渡価値は約4.3億円である。	第1審と同様の主張 (譲渡価値は約4.3億円)
相手方の主張	正当な対価を支払った営業譲渡行為であり、詐害行為に該当しない。また、本件営業譲渡の譲渡価値の算定が過大である。	正当な対価を支払った営業譲渡行為であり、詐害行為に該当しない。また、本件営業譲渡の譲渡価値は約2,400万円である。
裁判所の判断	本件営業譲渡は詐害行為に当たり、取り消すことができる。 ただし、オグラロードがジェイテックに交付した現金約1.5億円は、ジェイテックが同額の債務を負担することを引き換えに受領したものであるから、譲渡価値に算入すべきではない。(認容額は約2.7億円)	—

ウ 根抵当権設定行為の詐害性

	第1審	控訴審
本市の主張	オグラロード等が所有する不動産に対し、本件浸水被害発生後にオグラロード代表取締役の親族により行われた根抵当権設定仮登記は、本市の債権回収を妨害する意図で行われたものであり、詐害行為に該当する。	第1審と同様の主張
相手方の主張	資金を貸し付け、その担保として根抵当権を設定したものであり、債権回収を妨害する意図はなく、詐害行為に該当しない。	第1審と同様の主張
裁判所の判断	本市の債権回収を妨害する目的があったと認められる。	—

4 今後の予定

令和8年7月3日 控訴審判決言渡し

* 上告及び上告受理の申立て期限は、判決正本受領後2週間以内

(参考) これまでの経過

オグラロード等に対する訴え

平成25年	9月16日	浸水被害発生
	10月13日	検証委員会を設置
	11月5日	検証報告書公表(以後、被害賠償に着手)
	11月 ～平成26年4月	浸水被害により本市が被った損害額の支払を求めオグラロードと協議を重ねるも、合意に至らず。
	8月8日	訴えの提起
	9月19日	第1回口頭弁論期日
平成28年	7月22日	請求額の拡張(1回目)。訴えの係属中に金額が確定し、又は新たに生じた損害について、賠償の請求額を追加
令和5年	1月27日	請求額の拡張(2回目)。同上
令和6年	2月7日	口頭弁論終結
	6月26日	判決言渡し

ジェイテック等に対する訴え

平成26年	1月21日	ジェイテック設立
	1月 ～6月	オグラロードからジェイテックに営業譲渡が行われ事務所建物、機械設備備品、営業権等の承継がなされる。
平成29年	5月23日	訴えの提起
	6月26日	第1回口頭弁論期日
令和5年	1月27日	請求額の拡張(主位的請求)。オグラロード等に対し請求額の拡張をしたことに合わせ賠償の請求額を追加
	6月12日	請求額の拡張(予備的請求)。営業譲渡の価値の算定をし直し、賠償の請求額を追加
令和6年	2月7日	口頭弁論終結
	6月26日	判決言渡し

控訴審

令和6年	7月9日	相手方に対する控訴の提起
	7月11日	相手方から本市に対する控訴の提起
	12月20日	控訴審第1回口頭弁論期日
令和8年	6月12日	控訴審口頭弁論終結
	7月3日	控訴審判決言渡し